

# 悪質な 訪問販売等にご注意

トラブル  
急増中!

設置が義務付けられた火災警報器設置は、ご家族の安全・安心のために、できるだけ早期に設置するようにしましょう。なお、既存住宅については、平成23年5月31日まで猶予期間があります。

また、この制度を悪用した訪問販売被害が全国的に報告されており、これを口実にして家に上がりこみ、不要な工事の契約を結ばせるといった事例も発生しています。しつこく強引な口調で購入を迫ったり、家に上がりこもうとする業者には十分注意し、絶対にその場で契約（押印やサイン）、購入しないようにしましょう。



消防署や市役所が、直接“住宅の火災警報器等”を訪問販売することはありません。また、特定の業者の商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

購入でのトラブルは、**県立但馬生活科学センター**等にご相談ください。  
住宅用火災警報器、住宅用消火器等はクーリング・オフ対象商品です。

## 購入方法は？

消防用設備取扱店、ホームセンター、電気店などで販売されています。また、ガス販売事業者ではガス漏れ警報器と同じようにリースも行っています。価格は電池寿命や機能によってさまざまですが、1個5千円程度から販売されています。

購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。



日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには、「鑑定マーク(NSマーク)」がついています。  
※マークの付いている場所は機種により異なります。

お問い合わせは、**朝来市消防本部(署)**  
☎ 672 - 0119  
又は  
**朝来市消防署  
生野出張所**  
☎ 679 - 4119

まで